

令和2年4月30日

保護者の皆様へ

認定こども園下鴨夢
京 都 市

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急の取組について（4月28日現在）

平素より、本市の児童福祉行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大の懸念が続く中で、一層の感染拡大防止を図る緊急的な取組として、令和2年4月17日から保育園等の受入条件の厳格化を図ったところ
です。その後、この方針に基づき、多くの保護者の皆様に御協力をいただいていた結果、園
児の登園率は大幅に低下し、保育施設における感染拡大の防止に大きくつながっているも
のと考えております。

一方で、国における緊急事態宣言の期間延長の判断時期は未定である中、本市における
感染者も依然として発生している状況や子どもの安心・安全を第一に考えた場合、引き続
き感染拡大防止の徹底を図る必要があると判断し、現在の取組について下記のとおり期間
を延長することといたしましたので、御理解・御協力をいただきますようお願いします。

記

1 当面の間における保育の取扱いについて

(1) 保育の対象世帯 **継続**

原則として、全ての保護者が①②のいずれかに該当する世帯を対象に、開所します。

① 就労のため、職場への出勤が必要な場合

② 福祉的配慮（障害、出産、介護、その他の配慮の必要な事項）が必要な場合

(2) 自宅での保育の依頼 **継続**

在宅勤務等、上記①②に該当しない世帯は、家庭で保育いただくようお願いします。

なお、上記①②に該当する場合であっても、園児はもとより、御家族の中で風邪の
症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観
点から、登園を控えてください。

(3) 上記の適用時期 **変更あり**

4月17日（金）から5月31日（日）まで

(4) その他 **継続**

登園を控えていただいた場合でも、子どもの相談等については、さまざまな相談窓
口（**別紙1**参照）で受け付けていますので、是非、御利用ください。

なお、6月1日以降の取扱いについては、改めてお伝えします。

2 子育て支援施設の対応一覧 **変更あり**

別紙2のとおり

3 利用者負担額（保育料）の取扱い **変更あり**

新型コロナウイルス感染症対策に関連して、保育園等の登園を自粛した児童について
は、登園を自粛した日に応じて、日割り計算を行い、保育料を減額する取扱いを行うこと